# 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 平成23年度第1回 会議録(要点筆記)

- (日 時) 平成23年6月24日(金)午後2時~午後3時10分
- (場 所) オフィスワン四条鳥丸 2階 会議室3
- (出席者)○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員(50音順)秋月委員、上原委員、玉木委員、直野委員、吉田委員
  - 京都府後期高齢者医療広域連合事務局 和田事務局次長、安原総務課担当課長、金久業務課長、 丹野総務課課長補佐、ほか事務局員

(議事の要旨)

1 平成22年度における運用状況の公表について(報告)

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成22年 度における各条例の運用状況について、事務局から報告。

# 2 平成22年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状 況について(報告)

個人情報の目的外提供等に関して、個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、あらかじめ審査会の意見を聞き事前に承認を受けた例外類型事項の実施状況について、事務局から報告。

(1) 日本年金機構に対する医療給付を利用していない被保険者に係る情報提供について

# 【委員】

年金機構への情報提供については、何名分の情報を提供したのか。

# 【事務局】

2回照会があり、1回目は22年8月で8,632名、2回目は23年2月で225名の計8,857名分である。

1回目は、平成21年7月から22年6月までに医療給付がない被保険者のリストを提供した。

2回目については、1回目に提供した方のうち、年金機構での調査の結果、年金を差し止めるに当たって、だめ押しとして平成22年7月から12月までの医療給付状況について照会があったものである。

# 【委員】

今後も同じように照会されることになるのか。

#### 【事務局】

わからないが、今後もその可能性は高いと考えている。

# 【委員】

広域連合が情報提供する根拠は個人情報保護条例によることはわかったが、照 会をする根拠は何か。

# 【事務局】

国民年金法等に基づく年金給付業務に関して行う調査ということになる。

#### 【委員】

法律には、個人情報を照会できるということまで細かに規定されているものではないだろう。

堅いことを言うと、広域連合で定める例外類型事項3-4の「法令等に基づき 実施する事務~」の「等」がポイントだ。今回は緊急性もあったし社会的な要請 もあって目くじらを立てる話ではないが、こういうことが今後もあると、なし崩 し的に何でもありになってしまう。どこかで線引きが必要だ。

#### 【委員】

法律では個別具体的にどこまで書いてあるかを気にするだけでなく、どういう 根拠で、理由で、情報を必要とされているのか、事務局でしっかり検討して、場 合によっては審査会を開催していただきたい。

ただ、年金機構への提供については、広域連合でも協力すべきことはするという実体的な判断は変わらないだろう。

# 【委 員】

医療記録はセンシティブなものであり、それを求めるなら国にもそれなりに形式を整えてもらいたい。特に使途の限定について記載してもらいたい。また、厚生労働省の中でもどのレベルの要請なのか。課長通知だったらそれはどうかと思う。

# 【事務局】

今回の国からの要請は、年金機構提供分については課長通知で、住民基本台帳 については局長通知である。

# 【委員】

一定の緊急性があったとは思うが、不正の防止のためということで情報を使う ことを良しとするには抵抗がある。目的が善であればすべて許されるかというと そうではない。 取扱いが非常に難しい。

# 【委員】

それはそうだ。例えば、図書館は犯罪捜査で図書の閲覧記録は出さない。 その点で言うと、医療情報の中でも、医療を受けたかどうかの記録だったら良いのではないか。しかし、医療の内容までは出してはいけないと思う。

#### 【委員】

提供した情報は具体的にどういうものか。

# 【事務局】

医療を受けていない方の氏名、生年月日のリストであり、医療内容は提供していない。

# (2) 市町村に対する医療給付を利用していない被保険者に係る情報提供について 【委員】

年金機構への提供と、市町村への提供とで考え方は異なるのか。

#### 【委員】

調査対象者の生死を確認するものなので、提供する基準はイコールと考えて良い。

# 【委員】

今回提供した3市町村以外の市町村からの依頼がないというのはどういうことか。

# 【事務局】

後期高齢者の被保険者情報を利用せずに住民基本台帳の適正化を図っていると考えている。

# 【委員】

今回は3市町村だけだったが、こういうやり方が今後広がっていくことはないのか。

# 【事務局】

住民基本台帳の適正に係る提供については、総務省から市町村に通知があり、 また本広域連合からも市町村に提供できる旨を周知させていただいた。その結果 照会があったのがこの3市町村である。

また、市町村は、介護保険や選挙関係の通知等により高齢者の現況を把握する 手段を持っている。より情報の絞り込みや徹底をするということであれば、今後、 市町村からの要望が増える可能性はあるが、考えにくい。

# (3) その他

#### 【委員】

資料には、提供した回数だけではなく何名分の個人情報を提供したかも付けて もらいたい。

# 3 資格喪失後受診に係る医療費の精算に伴う広域連合間の個人情報の収集・提供 について(報告)

転居等による資格喪失後に転居前の被保険者証を提示して受診したときの広域 連合間の資格情報の収集・提供について、事務局から報告。

#### 【委員】

本件に係る情報のやり取りの相手となる広域連合は、どのくらいの数になるのか。

# 【事務局】

資格情報の提供依頼はこれまでに複数受けている。

また、事前に全国の状況を把握したところ、回答があった33のうち31都道 府県広域連合において、実施しているとのことだった。

# 【委員】

公益性は十分あると思うが、今後、全国統一ルールになることが望ましいと思う。

# 【委員】

これまでにもこのような課題はあっただろうが、どうのように対応していたのか。

# 【事務局】

厳格に処理すると被保険者本人に医療費の返還を求めることになる。被保険者は改めて転居後の広域連合で療養費の支給申請を行っていただくことになる。しかし、そうなると、一時的にでも被保険者の経済的な負担が大きくなる。また療養費の支給は申請があってから早くて2箇月程度かかる。

過去にもそのような事例はあった。そのときは被保険者の理解を得ながら事務を進めたが、了解を得る得ないの問題ではない。また、本広域連合の体制上、手が回らないというのが実態だ。被保険者にとって負担とならない、また効率的な事務という点で、こういう取組を進めていきたい。

#### 【委員】

被保険者ではなく医療機関に診療報酬の返還を求められないのか。

#### 【事務局】

被保険者証を確認せず請求されたものは返還を求めることができるが、本件は 医療機関が被保険者証を確認している。また、資格喪失後の被保険者証の回収は 保険者の責務であり、医療機関に返還を求めることは医療機関の理解が得られず、 困難だ。

#### 【委員】

資格喪失はどの時点か。転出してから転入するまで空白期間がある場合はどうなるのか。

# 【事務局】

転入届があって転入日・転出日が確定し、転入日をもって資格喪失となる。後期高齢者医療制度では、資格の取得・喪失が住民票の動きと連動しており、転居によって資格の空白期間は生じることはない。

# 4 後期高齢者健康づくり推進事業におけるアンケート調査の実施、レセプト情報 の活用について(審議)

平成23年度から実施する後期高齢者医療健康づくり推進事業に関し、健康・健 診に係るアンケート調査における資格情報の利用及び健診異常値者等への保健指 導におけるレセプト情報の利用について、事務局から説明。

# (1) 契約方法・内容等について

# 【委 員】

事業内容そのものは良いものだと思う。

業者委託に関しては、委託業者から情報漏洩することがあるので、契約書に個人情報保護の明記について徹底するよう留意してもらいたい。

#### 【委員】

委託業者はどういった業者を想定しているか。

#### 【事務局】

アンケート調査、保健指導、報告書の作成を委託する。想定している業者は、データ分析が可能で、また、医療事務にも精通していることが必要である。

なお、保健指導に関して、異常値等の対象者の基準については、京都府やモデル市町村等からなるワーキンググループで決定していく。

#### 【委員】

契約の形態はどうなるか。

#### 【事務局】

医療に関する専門知識・経験等を有し、レセプト等の分析も必要な業務となる と、競争入札には適さないと考えており、随意契約になる。

# 【委員】

随意契約の趣旨はよくわかるが、せめてプロポーザルにはならないだろうかと 思う。

# (2) 事業内容、実施方法等について

# 【委 員】

健診異常値と判断する基準は市町村によって異なると思うが、統一するのか。

# 【事務局】

その点についてもワーキンググループで検討し、統一する。

# 【委員】

保健指導にあたる保健師は、市町村の保健師か。

# 【事務局】

保健指導にあたる保健師は、委託業者により雇用する。市町村の保健師が指導に当たるのは、市町村との関係、業務量等の関係上困難だ。

なお、保健指導の対象者の決定は、ワーキンググループに市町村の保健師が参 画し助言等を得ながら、決定したい。

# 【委員】

民間の保健師というのは想定しづらいが、確保できるのか。

#### 【事務局】

保健師は、看護師資格を有し所定の課程・資格試験を経て取得できる資格で、 公的機関に勤めている方だけを指すものではない。国保連にも保健師はいる。

また、資格だけでなく、一定の保健指導の業務経験がある者を雇用することを 条件とすることとしている。

#### 【委員】

事業の主体は広域連合になるのか。これまでに取り組んでこなかったのか。

#### 【事務局】

後期高齢者医療の保健事業は、広域連合が市町村に補助する形で実施してきており、健康診査の主体は市町村だった。保健指導については、市町村ができる範囲で取り組んでいるのが現状である。

本件は、今後のことも見据えて、市町村任せではなく保険者としても取り組んでいくものである。

# 【委 員】

国からの補助金等はあるのか。

# 【事務局】

国からは特別調整交付金、医療費適正化事業に係る補助金がある。また、京都 府からの補助金がある。

# 【委員】

分析したデータの保管はどのように考えているか。

#### 【事務局】

検討中である。統計データは蓄積していくが、個人データは長期間保存してお く必要はないと考えている。

# 【委 員】

来年度以降も継続して実施していくのか。

#### 【事務局】

今年度の状況を見て来年度以降の実施について検討していきたいと考えているが、予算の確保の問題もあるので、今のところ未定である。

# (3) その他

#### 【委員】

市町村では保健指導はしていないのか。

#### 【事務局】

7.4歳までは特定健診の中で保健指導が実施されているが、後期高齢者医療制度の中では、健診自体が努力義務として実施されており、保健指導までできていないのが現状である。